

学校法人愛甲学院大阪 役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人愛甲学院大阪（以下、「学院」という。）の寄附行為第51条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬、賞与及び退任慰労金（以下「報酬等」という。）の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤理事とは、学院を主たる勤務場所とする理事をいう。
- （3）非常勤役員とは、常勤理事以外の役員をいう。
- （4）職員理事とは、学院の職員（校長を含む。）として給与の支給を受けている理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加算する。
- （5）報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員または評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- （6）職員評議員とは、学院の職員（校長を含む。）として給与の支給を受けている評議員をいう。
- （7）非常勤評議員とは、前号以外の評議員をいう。
- （8）費用とは、役員または評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- （1）常勤理事に対しては、月額報酬、賞与及び退任慰労金を支給する。
- （2）非常勤理事及び非常勤監事に対しては、会議出席（書面出席を除く。）の都度、日額報酬を支給する。
- （3）評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議出席の都度、日額報酬を支給する。
- （4）職員理事に対しては、職員の給与規程に基づく額に理事手当を加算する。

2 職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

3 第1項第2号及び第3号の日額報酬には、交通費を含むものとする。ただし、遠方より参加する役員及び評議員については、別途考慮する。

（役員の報酬額）

第4条 常勤理事に対する報酬月額、別表第1のとおりとする。

2 非常勤理事及び非常勤監事に対する報酬日額は、別表第2のとおりとする。

3 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

4 常勤理事が退任または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 5 常勤理事の月の途中における就任、退任、解任の場合の報酬額等については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(常勤理事の賞与の算定方法)

第5条 常勤理事に対する賞与の額は、賞与支給各月毎に理事会が報酬月額に対する基本倍率を決定し支給する。なお、個人査定については、理事長が役員の一任を得て各人の額を決定する。

(評議員の報酬)

第6条 評議員（職員評議員を除く。）に対する報酬日額は、別表3のとおりとする。

(退任慰労金の支給)

第7条 常勤理事が任期満了または辞任により退任したときは、その者に退任慰労金を支給することができる。

- 2 常勤理事が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条の定めによる。
- 3 前2号により支給する退任慰労金の額は、次条に定める算式により算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

(退任慰労金の算定)

第8条 退任慰労金算定に係る基準報酬額は、常勤理事を退任した日のその者の報酬月額とする。

- 2 在任期間は、常勤理事として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は月割とする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。
- 3 前2項により支給する退任慰労金の額は、次条の定めにより算定される額の範囲内で、理事会において決定する。

(退任慰労金の種類及び算定方法)

第9条 退任慰労金の種類は、一般慰労金及び特別功労金の2種類とする。

- 2 一般慰労金 常勤理事について理事の退任時に理事在任期間（ただし、職員を兼ねている期間を除く。）に応じて、最終の報酬月額に別表第4の支給率を乗じることにより算定される額を支給することができる。
- 3 特別功労金 学院に対し特に顕著な功労があると認められた場合には、特別功労金を加算することができる。その支給額は、功績を勘案し理事会が決定する。

(報酬等の支給方法)

第10条 常勤理事の報酬等の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程第5条、退職金規程第8条を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に、「退職金」とあるのは「退任慰労金」に、それぞれ読替えるものとする。

- 2 非常勤理事、非常勤監事及び評議員（職員評議員を除く。）の報酬は、理事会及び評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった都度支給する。

(費用)

第 11 条 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、別表第 5 のとおりとする。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって、前項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(作成、備置き及び閲覧)

第 12 条 学院は、毎会計年度終了後 3 か月以内に、この規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨と確認した日付を記載した書類を作成する。

2 学院は、この規程を当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に 5 年間、備置しなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときはこの限りではない。

3 学院は、学院の設置する私立学校に在学する者、評議員、債権者その他の利害関係人からの請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(公表)

第 13 条 この法人は、この規則をもって私立学校法第 100 条第 1 項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第 14 条 この規程は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の決議により行う。

附 則

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条第 1 項関係) 常勤理事の報酬月額

号俸	理事長	副理事長	常任理事	職員理事手当
1	60 万円	40 万円	30 万円	3 万円
2	70 万円	50 万円	40 万円	4 万円
3	80 万円	60 万円	50 万円	5 万円
4	90 万円	70 万円	60 万円	6 万円
5	100 万円	80 万円	70 万円	7 万円
6	120 万円	90 万円	80 万円	8 万円
7	130 万円	100 万円	90 万円	9 万円
8	150 万円	110 万円	100 万円	10 万円
9	175 万円	135 万円	110 万円	12 万円
10	200 万円	150 万円	120 万円	14 万円

※上記各号俸に対応する報酬月額の金額は、上限を表す金額である。

別表第 2（第 4 条第 2 項関係） 非常勤の理事及び監事の報酬額

非常勤理事	理事会等会議への出席	1 会議につき 1 万円
監 事	監事監査	日 額 2 万円
	理事会等会議への出席その他法人業務のための勤務	1 会議につき 1 万円

別表第 3（第 6 条関係） 非常勤評議員の報酬額

非常勤評議員	評議員会等会議への出席	1 会議につき 1 万円
--------	-------------	--------------

別表第 4（第 9 条関係） 常勤理事の一般慰労金支給率

理事在任期間	支給率	理事在任期間	支給率	理事在任期間	支給率
1 年未満	0.0	7 年以上 8 年未満	8.0	14 年以上 15 年未満	18.5
1 年以上 2 年未満	0.5	8 年以上 9 年未満	9.5	15 年以上 16 年未満	20.0
2 年以上 3 年未満	1.5	9 年以上 10 年未満	11.0	16 年以上 17 年未満	22.0
3 年以上 4 年未満	3.0	10 年以上 11 年未満	12.5	17 年未満 18 年未満	24.0
4 年以上 5 年未満	4.0	11 年以上 12 年未満	14.0	18 年以上 19 年未満	26.0
5 年以上 6 年未満	5.0	12 年以上 13 年未満	15.5	19 年以上 20 年未満	28.0
6 年以上 7 年未満	6.5	13 年以上 14 年未満	17.0	20 年以上	30.0

別表第 5（第 11 条関係） 役員の旅費

旅費区分	旅費の額	
交通費	実 費	
宿泊費	実 費	
日 当	理事長	5,000 円
	理事長以外の役員	3,000 円